

議長	それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局より、説明をお願いします。
事務局長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推4番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3－1について、5月17日に新井安典委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字青木字並久保地内にある畑1筆、面積270㎡でございます。 農地の現況は、露地野菜が作付けされております。 譲受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるということです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、ジャガイモ、サトイモ、カボチャなどの露地野菜を作付けするということです。 また、通作については車で約15分の場所ということです。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、河野和昭推進委員の説明のとおりです。 譲受人は、入間市在住の会社員です。このたび、農業経営を開始したく申請するものでございます。 譲受人の農作業の経験については、申請地での農作業を譲受人の手伝いと

	して1年間の経験があります。 譲受人からはジャガイモ、サトイモ、カボチャなどの作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、車で約15分の場所ですので問題はありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和7年5月7日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する5つについて御説明します。 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2つ目、機械の所有状況ですが、所有および導入予定はございませんが、これまで同様手作業で行うことを確認しております。 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。 5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた新井安典委員、何か意見はございますか。
9 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
1 番	車は進入できるのでしょうか。
事務局	進入可能です。
推3 番	幅員はいくつですか。
事務局	1．82mです。
5 番	車が進入することで周辺農地の方とトラブルになりませんか。
事務局	幅員が狭いため配慮するようにお伝えします。

議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－1 について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものいたします。 続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたします。 事務局より、説明をお願いします。
事務局長	議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは案件ごとの審議を行います。 議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5－1 について、地区担当委員の田島慎司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推 7 番	議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての整理番号 5－1 について、5 月 2 1 日に肥沼健一委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字平戸字夏地地内にある畑 1 筆、面積 1 3 1 m²です。 農地の現況は保全管理されております。 また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段ないと考えられます。 以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については田島慎司推進委員の説明のとおりです。 申請人は、現在、飯能市を中心に近隣市町村にて土地の販売・仲介、建物建築、土地の造成などを行っている法人です。 申請人は、現在使用して2ヶ所の資材置場が手狭であること、また、飯能市内から秩父方面に行く現場の際の効率の悪さから、国道299号沿いで探していました。 そうしたところ、登記簿地目が宅地である土地を見つけましたが、当該宅地への進入路が狭いこと、また、ブロックやレンガなどに資材を置くために必要な広さが無かったため、宅地と一体利用する形で申請をするものです。 申請年月日は、令和7年5月7日、同日農業委員会受付となっております。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は第3種農地に該当します。 次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。 1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費に対し、全額自己資金にて対応することの関係書類等の確認をしております。 2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。 3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。 4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。 5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、宅地部分と一体的に利用します。 6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。 8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた肥沼健一委員、何かございますか。
6 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。

	地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
8 番	今回の申請のために農地に戻したように見えますがいかがでしょうか。
事務局	農地法の許可なく砂利敷きされていたため是正を行ったうえで申請をしています。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について審議いたします。 整理番号5－2について、地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推 4 番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5－2について、5月24日に綿貫由美子委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字平松字西原地内にある畑1筆、面積459㎡です。 農地の現況は保全管理されております。 また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段ないと考えられます。 以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については河野和昭推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、市内の賃貸住宅に家族5人で居住をしております。

申請人としてはいずれ高齢になる義理の父母の介護等も見据え、妻の実家に近い場所で勤務先や小学校も近い建築地を候補地として検討しました。

候補地については市街化区域、市街化調整区域で建築できる土地を探しましたが、希望の条件に合う土地は見つかりませんでした。そこで義父に相談し、義父が所有する農地に住宅を建築できないか相談したところ、今回の申請農地であれば建築するのに十分なスペースの確保が可能であり、通勤にも支障がなく、義父の実家にも近いなど立地条件も良いことから当該申請地に住宅を建築したく申請をするものです。

申請年月日は、令和7年5月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって」、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地」と判断でき、第1種農地に該当します。第1種農地の不許可の例外として「地域の農業の振興に資する施設として掲げるもの」のなかで「周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されているもの」であって「集団的に存在する農地をさん食し、又は分断するおそれがない」ものであって「既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と認められるもの」と判断できます。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して造成費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請がされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

	8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた綿貫由美子委員、何かございますか。
7 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について、何かご意見、ご質問等ございますか。
6 番	隣接農地の日当たりの問題はないでしょうか。 また、転用面積の必要最低限の考え方を教えてください。園芸スペースなどは必要なものに該当するのでしょうか。
事務局	隣接農地の土地所有者も同一のため特段問題はありません。 埼玉県の運用指針の中に一般個人住宅であれば面積は概ね500㎡未満という基準があります。 転用の目的があり必要であると認められるものは転用面積に含めることができます。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、許可するべきものとして賛成の方は、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農用地利用促進計画（案）について審議いたします。 なお本議案中、本人に関する事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、私はここで退席いたします。 ここからは、飯能市農業委員会会議規則第14条の会長代理の規定によ

	りまして、大野忠司会長職務代理が議長として本議案の議事進行を務めていただくことになります。大野会長職務代理よろしくお願いいたします。 【江原良弘会長 退席】
議長 (会長職務代理)	それでは、ここからは私が議長を務めます。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第3号農用地利用促進計画（案）について、資料2によりご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	それでは、議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について説明いたします。 1人目の借受人は、飯能市に平成25年3月より、妻とともに就農しました。 借受人は、令和2年度に認定農業者となり、農業経営拡大をしています。化学肥料を使わない栽培方法で、多品目の固定種野菜を露地栽培で生産し、販売しております。 販売方法は、個人宅への季節のお野菜セットの販売をメインに、O H!!!飯能や市内のレストランへの卸しや、市内のイベント販売などにも行っています。 次に2人目の借受人は、平成28年3月に明日の農業担い手育成塾を卒業し、28年4月から飯能市に新規就農者として就農しております。 平成28年度から令和2年度まで5年間、青年就農給付金を受けておりました。 経営作物としては、主に露地野菜です。 販路としましては、主にスーパーへ卸しております。 続いて、3人目の借受人の特定非営利活動法人は、「地域住民が、困ったときはお互いに助け合い、地域社会を豊かで住みよくするために自主的な活動を行ない、福祉の増進や男女協働参画社会の促進に寄与すること」を設立目的としています。平成11年埼玉県で第1号の認定NPOです。 利用方法は、主にソーシャルファームとして、障害者の方が耕作をしております。 経営作物としては、主に露地野菜です。 このほ場で収穫された野菜は、レストラン等への出荷はせず、デイサービスの利用者や従業員へ販売しているとのこと。 このような実績からも借受け希望者への農地の貸付は全て最適である

	と判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。 説明は以上です。
議長 （会長職務代理）	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。
6 番	法人が借受ける場合、定款に農業についての記載などが必要あるのでしょうか。
事務局	法人が借受ける場合、定款に農業についての記載が必要となります。 今回は、定款を変更することを書面で約束いただき条件付きで申請を受けています。
議長 （会長職務代理）	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長 （会長職務代理）	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。 【全員挙手】
議長 （会長職務代理）	全員賛成・賛成多数でございますので、承認することといたします。 それでは、江原会長に入室していただきます。 【江原良弘会長 入室】
議長	続きまして、報告第 1 号農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請の取消について、報告第 2 号農地法第 5 条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。 【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。 【付議案件 4 「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局	閉会を大野忠司会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和7年5月飯能市農業委員会総会を閉会します。